

ヘルパーステーション絆 ご利用料

あなたがサービスを利用した場合の「利用料」は以下のとおりです。あなたからお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額です。（生活保護受給者は、軽減措置があります。）ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。また、実際のご利用料は端数処理などにより、数円の誤差が発生する場合があります。

（1）訪問介護サービスの利用料

【基本利用料】

下記の利用者負担額は、所定の単位数に特定事業所加算(10%) および東浦町の地域単価(10.21円)を乗じた金額です。（一回あたりの利用金額の目安は下記のとおりです）

サービスの名称	サービスの内容	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
身体介護 (ア)	20分未満	1,827円/回	183円	366円	549円
	20分以上30分未満	2,736円/回	274円	548円	821円
	30分以上1時間未満	4,349円/回	435円	870円	1,305円
	1時間以上1時間30分未満	6,371円/回	638円	1,275円	1,912円
	以降30分増ず毎に	918円/回	92円	184円	276円
生活援助 (イ)	20分以上45分未満	2,011円/回	202円	403円	604円
	45分以上	2,470円/回	247円	494円	741円
身体介護後の生活援助 上記「身体介護」の単位数に 右記単位数を加算 (ウ)	20分以上45分未満	735円/回	74円	147円	221円
	45分以上70分未満	1,460円/回	146円	292円	438円
	70分以上	2,195円/回	220円	439円	659円
上記（ア）～（ウ）に関して二人のヘルパーで援助を行う必要がある場合、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。					
通院等乗降介助（エ）		1,092円/回	110円	219円	328円
上記（ア）～（エ）に関して、平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを利用する場合は、通常の利用料金に下記の割り増し料金が加算されます。					
<ul style="list-style-type: none">早朝（午前6時～午前8時まで） 25%加算夜間（午後6時～午後10時まで） 25%加算深夜（午後10時～午前6時まで） 50%加算					

【加算料金】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
初回加算	新規または2か月以上利用のなかった方へサービス提供した場合	2,042円/月	205円	409円	613円
緊急時訪問介護加算	ご利用者またはその家族等からの要請に基づき、ケアマネジャーと連携し、予め計画された以外の訪問介護を緊急に行った場合	1,021円/回	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算 I	訪問（通所）リハビリテーション事業所と連携しサービス提供した	1,021円/月	103円	205円	307円

生活機能向上連携加算 II	場合	2,042円/月	205円	409円	613円
介護職員等処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善に関して、一定の基準を満たした場合	全基本利用料の 24.5%の額	左記金額に負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額 ※この加算は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます		

※上記の基本利用料及び加算料金は、厚生労働省の定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本利用料】※身体介護及び生活援助

下記の利用者負担額は、所定の単位数に地域単価(10.21円)を乗じた金額です。

サービス名称	サービスの内容	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
介護予防訪問介護相当サービス (I) (1月につき)	週1回程度のサービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1、2)	12,006円/月	1,201円	2,402円	3,602円
介護予防訪問介護相当サービス (II) (1月につき)	週2回程度のサービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援1、2)	23,983円/月	2,399円	4,797円	7,195円
介護予防訪問介護相当サービス (III) (1月につき)	週2回を超える程度のサービスが必要とされた者 (事業対象者・要支援2)	38,052円/月	3,806円	7,611円	11,416円

【加算料金】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	利用料	利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)	利用者負担額(3割)
初回加算	新規または2か月以上利用のなかった方へサービス提供した場合	2,042円	205円	409円	613円
生活機能向上連携加算 I (1月につき)	訪問(通所)リハビリテーション事業所と連携しサービス提供した場合	1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算 II (1月につき)		2,042円	205円	409円	613円
介護職員等処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善に関して、一定の基準を満たした場合	全基本利用料の24.5%の額	左記金額に負担割合証に記載された負担割合を乗じた金額 ※この加算は、区分支給限度額の算定対象からは除かれます		

※上記の基本利用料及び加算料金は、知多北部広域連合の定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(3) その他の利用料について

町外交通費	ご利用者の居宅が、当該事業所の通常の実施地域外（東浦町外）にある場合は町外交通費をいただきます。	訪問毎、ヘルパー1人につき 通常の実施地域を超える地点から自宅までの往復距離（小数点以下切り上げ）×50円+税
代行交通費	ご利用者の居宅から、買い物代行などを自動車等で行った場合は、代行交通費をいただきます。	5キロ未満=なし 5キロ以上=走行距離×30円+消費税 ※走行距離は少数点以下切り上げ